

報道各位

新潟市環境対策課  
新潟市廃棄物対策課

## 廃棄物焼却炉における排ガス中ダイオキシン類濃度の基準超過について（お知らせ）

株式会社西川クリーナーの廃棄物焼却炉について、本市がダイオキシン類対策特別措置法第34条に基づく立入検査で排ガス中のダイオキシン類濃度測定を行った結果、排出基準の超過が本日確認されました。

測定結果の概要及び対応は次のとおりです。

### 記

#### 1 概要

- （1）施設設置者：株式会社西川クリーナー
- （2）所在地：巻クリーンセンター（西蒲区下木島904番地）
- （3）対象施設：廃棄物焼却炉
- （4）施設概要：①設置日 昭和63年12月20日  
②焼却物 木くず、廃プラスチック類
- （5）試料採取日：令和5年7月4日
- （6）基準超過状況

有害物質の種類	測定結果 ng-TEQ/m <sup>3</sup>	当該施設に係る基準 ng-TEQ/m <sup>3</sup>
ダイオキシン類	59	10

※ ダイオキシン類の濃度は、ダイオキシン類の各異性体の濃度値に毒性等価係数（最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性）を乗じて合計して得られる毒性等量（TEQ）により表示しています。

#### 2 対応

施設の設置者に対して、次のとおり使用の一時停止及び改善を命じました。

- ・当該廃棄物焼却炉の使用を一時停止すること。
- ・排ガス中のダイオキシン類濃度が基準に適合するよう、改善措置を講じること。
- ・改善の内容を確認できるまで、使用一時停止を継続すること。

本件についてのお問い合わせ先

新潟市環境対策課大気環境グループ 担当：阿部（直通）025-226-1367

新潟市廃棄物対策課廃棄物指導室 担当：中山（直通）025-226-1411

※お問い合わせは、本日午後5時30分までお願いいたします。